

第36回 地方分権改革有識者会議  
第89回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成31年2月20日（水）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、太田稔彦議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、勢一智子構成員（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕片山さつき内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、中根一幸内閣府副大臣、舞立昇治内閣府大臣政務官、山崎重孝内閣府事務次官、中村昭裕内閣府審議官、山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）提案募集方式の5年の成果等及び地方分権改革の今後の方向性について
  - （2）平成31年の提案募集方式の実施について
- 

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第36回地方分権改革有識者会議・第89回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催いたします。

本日は、大変御多用中のところ、片山大臣、中根府副大臣、舞立大臣政務官に御臨席を頂戴しております。

議員及び構成員の出席状況をまずは御報告しておきたいと存じますが、有識者会議の石橋議員、谷口議員、小早川議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、野村構成員、磯部構成員、山本構成員は所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、御臨席いただいております片山大臣から、冒頭、御挨拶を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（片山内閣府特命担当大臣） 皆様、おはようございます。

日頃より地方分権改革の推進に大変な御尽力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

前回の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議が昨年11月19日に開催され、そこで御了承をいただきました対応方針につきまして、昨年12月25日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定をいたしました。地方創生、まちづくりや子育て、医療・福祉をはじめとする地方の現場の支障に基づく提案に対して、きめ細かく実現を図るということを決定することができました。これに基づいて、第9次地方分権一括法案を今国会に提出いたす予定でございます。

この地方分権一括法の早期成立を含め、早急に制度改正及び運用見直しがなされますように引き続き尽力をしておりますが、国会が今回、非常に厳しいスケジュールでございます。つまり、延長をほとんどできない状況ということもありますので、また皆様のいろいろな意味での御協力も賜ればと存じます。

提案募集方式でございますが、平成26年から開始しまして、もう5年たったわけですが、これまでも非常に多くの成果が上がってきたと思います。今後さらに取り組むべき課題もまた見えてきたところでございます。

そこで、本日は初めに、提案募集方式のこれまでの取組状況について御説明し、この取組状況やこれまでの皆様の御意見を踏まえながら、今後の分権改革の方向性について御議論をいただければと思う次第でございます。

本日の御議論を踏まえまして、引き続き強力に地方分権改革を推進してまいり所存でございますので、是非活発な御議論をお願いいたします。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元に、まず、本日の議事次第、配付資料の一覧が配付されてございます。

次いで座席図、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会の名簿をそれぞれ配付してございます。

本体の資料でございますが、資料1が平成30年の地方からの提案等に関する対応方針でございます。資料1-1が概要、1-2が対応方針の本体となっております。

資料2は第9次地方分権一括法案の概要でございます。

資料3でございますが、提案募集方式の5年間の成果等についてでございます。これも資料3-1が概要、3-2が資料編となっております。

資料4は、案がついてございますが、地方分権改革の今後の方向性について。

資料5が平成31年の提案募集における対応についてで、これも案でございます。

最後に資料6、平成31年の提案募集の実施についての案でございます。

参考資料1が平成26年～29年の対応方針のフォローアップの状況について。

参考資料2が平成30年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況。

参考資料3が平成30年の提案募集の取組状況。

参考資料4が提案募集方式のさらなるすそ野拡大に向けた地方支援方策ということになってございますが、そのほかにお手元に、平井議員から本日、提出がございました資料を1部添付してございます。

御確認をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議事のほうに入らせていただきます。

冒頭に片山大臣からの御挨拶もございましたように、本日の議事はお手元の議事次第にございますように、2つ用意しております。まず、議事の第1が「提案募集方式の5年の成果等及び地方分権改革の今後の方向性について」で、これについて御審議を頂戴したいと思います。

それでは、議事1について、事務局から資料1-1から資料4及び参考資料1から参考資料3を含めて、まとめて御説明をいただければと思いますので、山野次長、よろし

くお願いいたします。

(山野次長) 分権室次長の山野でございます。

それでは、まずは資料に沿いまして、昨年の提案募集に関する取組等について御説明を申し上げます。

昨年に御議論いただきました平成30年の地方からの提案等に関する対応方針につきましては、今、御紹介がございました資料1-1、1-2のとおり、昨年12月25日に閣議決定をいたしました。先生方の御尽力に改めて感謝を申し上げます。

この対応方針に基づきまして、資料2のとおり、第9次地方分権一括法案を今国会に提出すべく、現在、最終調整を進めているところでございます。本法案でございますが、首長部局による一体的なまちづくりを推進するための公立博物館等の所管の条例による変更、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等の緩和、放課後児童クラブの従事者の資格や人数に係る国の基準の参酌化など、13法律の改正を予定してございまして、引き続き提案の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

このほか、例年ですと、少し詳しく目に御説明しておりますが、昨年の提案募集に関する報告としまして、参考資料1から3に、まず、平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況、平成30年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況、平成30年の提案募集の取組状況を取りまとめてございます。

時間の関係上、詳細については割愛させていただきますが、適宜御参照いただければと存じます。なお、今年度末に結論を得るとされておりますフォローアップ案件につきましては、引き続き実現に向けてフォローしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料3、3-1、3-2、4に基づきまして、提案募集方式の5年の成果等につきまして御説明を申し上げます。

資料3-1でございます。これの構造としまして、3-2に少しデータ等をまとめてございますので、両方を御参照いただきながらお聞きいただければと存じます。

まず、提案募集方式の背景・趣旨ということで、これは平成26年の分権改革の総括と展望でまとめたもののおさらいでございますけれども、それまでの分権の取組につきましては、委員会からの勧告を背景としつつ、国が主導する形で、期限を区切って集中的な取組を実施することにより、相応の成果を上げてきたというものでございます。

当時、その中で整理いたしましたのは、下の①から⑤でございます。幾つかございますが、特に②にございますように、国が主導する短期集中型の改革スタイルから、地域における実情に精通した地方の発意に根差した息の長い取組を行う改革スタイルへの転換、これは提案募集方式ということでございますけれども、こういったものを導入する必要があるということでまとめたところでございます。また、④にございますとおり、住民自治の拡充等によりまして、住民と地方公共団体について、自治の担い手としての強化を図る必要があるという基本認識でございました。

次のページはこれまでの提案募集の成果でございます。資料3-2で言いますと5ペ

ージでございますが、提案募集方式を開始した平成26年から平成30年までの間の提案の状況等でございますけれども、2,220件の提案がございました。そのうち関係府省と調整を行ったものが1,354件でございます。提案が実現するなど対応できるものは1,011件となっております。これまで、幅広い分野で、きめ細かく提案について実現しているところでございます。

下でございます検討サイクルの定着化でございますが、専門部会における議論を実施し、各府省にヒアリングをしまして、各府省との折衝の上、対応策を導き出しているというものでございます。具体的な支障事例に基づく議論ということでございますので、抽象的な制度論ではなく、支障の解決に向けた課題や対応策について具体的に検討しまして、対応が困難な場合には、逆にその理由を具体的に説明してもらう。いわば実情を、関係府省に立証責任を転嫁した形でこれまで議論を進めてきております。

参考資料の7ページにもございますけれども、毎年関係府省と長時間に及ぶ議論を行いまして、解決に向けた対応を引き出しております。また、提案内容に応じましては、地域交通部会等の合同部会とか、特に参酌化の場合には行ったわけでございますが、臨時の部会を開催して解決を導き出しているという状況でございます。5年がたちまして、新たなシステムとしましてこの検討サイクルが定着しつつあると考えているところでございます。

次の3ページ、資料3-2で申しますと、8ページでございます。提案団体数であります。平成26年から平成30年までの間ですけれども、既に全ての都道府県から提案がございました。特に市区町村からの提案が増加しつつあります。平成26年におきましては68団体でしたものが、単年度で見ますと平成30年は256団体でございます。累計で言いますと、一番下ですが、5年間の累計は369団体でございます。

続きまして、3-1の4ページをお開きいただければと存じます。提案の内容でございます。提案類型で見ますと、まず、事務・権限の移譲、参考資料の9ページでございますが、ピンクでお示ししておりますものが権限移譲でございます。これにつきましては、28年度以降は横ばいという状況でございます。他方、規制緩和に関するものにつきましては増加傾向でございます。平成28年からは8割超となっております。どちらかといいますと、右側の円グラフにありますとおり、市区町村のほうで事務手続の簡素化とか、あるいは基準の緩和といった規制緩和、こういった傾向が多い状況にあります。

提案理由ですけれども、事務手続の簡素化・効率化に関するものが全体の約4割弱、38%でございます。続きまして、基準の緩和に関するものが25%、約4分の1を占めているということでして、これは都道府県、市区町村とも共通の傾向でございます。

提案分野ですが、3-2の資料の10ページをお開きいただければと存じます。幅広く提案が行われております。中でも医療・福祉分野が全体の4分の1強を占めております。次いで農業・農地分野に係るものが12%程度を占めているという状況でございます。それぞれの分野の提案における支障の内容につきましては御覧のとおり、やはり事務手続

の簡素化・効率化あるいは基準の緩和が多うございます。医療・福祉におきましては4分の3弱をこの2つが占めるという状況でございます。

続きまして、3-1の5ページ、3-2で申しますと11ページでございます。今回、この有識者会議でも、5年間の成果について一度総括してはどうかというお話もありました。私どもは今年度におきまして、研修の際に、受講者のアンケートをとらせていただきました。現場の声がどのようになっているのかをきめ細かに分析していましたところ、5ページにあるような意見が出てきております。

幾つかございますが、やはり「地方分権改革の仕事が増えるイメージ」が変わったとか、あるいは今までは知らなかったけれども住民サービスの向上のためには不可欠な制度だとわかったというようなこと、中ほどの4つ目でございますが、国の一律の基準は変わらないという先入観があったけれども、内容によっては変えられるものであるという気づきが非常にあったと。意識の面で言うと、一番下から2つ目でございますけれども、成果を上げている地方団体もあることを見ると、活用する側の意識・意欲によってその価値が変わってくるものだということに気づいた。非常に頑張ろうというところには力になる仕組みだということがわかったというようなことを御意見としていただいているところでございます。

続きまして、6ページをお開きいただければと思います。資料3-2、参考資料で申し上げますと12ページ、13ページでございます。これまでの私どもの地方支援の取組でございます。提案募集のすそ野を拡大するために、地方と連携しました様々な取組をやってまいりました。本格的には27年度からやってきたわけですが、具体的には参考資料4に取組を掲載させていただいております。これまで地方公共団体向けの研修とか、住民が参加したワークショップあるいは大学と連携したワークショップ、アウトリーチ、地方公共団体に対する個別訪問、こういったことを積極的にやってきておりますし、情報発信についても積極的に取り組んでまいりました。

いろいろと地方でアンケートをとってみますと、やはり私どもの各種支援が提案に繋がっているということもございまして、ある程度地方支援についても評価をいただいているのかなというふうに考えております。

7ページをお開きいただければと存じます。3-2で申しますと14ページ、15ページでございますが、住民への成果の還元でございます。本日はお手元に、私どもがつくっております取組・成果事例集というものも配布させていただいております。皆様御存じのとおりですけれども、過疎地域の救急隊の編成基準の緩和による24時間の救急隊の運用とか、あるいは病児保育施設の看護師要件の明確化といった、提案募集方式の成果が徐々に住民の実感としてあらわれてきているのではないかと考えております。

また、議員の先生方にも御協力をいただきまして、政府広報テレビとかシンポジウムを通じて広く国民に情報発信をしているところでございます。

次の8ページでございます。こうした成果がある一方で、今回、分析していますと、

いろいろな課題が見えてきたところでございます。1つは先ほど市区町村の実績が増えていると申し上げたのですが、そうは申しまして、提案実績のある市区町村は369団体、全体の2割でございます。特に3-2の最後のページ、16ページをお開きいただきますと、人口規模が小さいほど1団体当たりの提案件数が少なくなっている傾向がございます。市区町村における体制ということもあると思えますけれども、指定都市、中核市においてはある程度1団体当たりの提案件数もありますが、人口が少なくなればなるほど提案件数が少なくなっているという実態にあります。

それから、この5年間を通じて分かりましたのは、熱心な団体と提案募集方式すら知らないという団体、そういった団体との差が非常にあるということも気づきとしてあったところがございます。私どもが研修のアンケートをとってみますと、いろいろな悩みがあるということをお聞きしております。現場職員が、非常に提案までの過程が負担になっている。そのフォローが欲しいですとか、分権担当課はわかるのだけれども、いわゆる原課ですね。ここが業務多忙でなかなか取り組めない。あるいは分権に向けて庁内の意見を集約するシステムとか、職員意識の向上がなかなか図れていないというところ。非常に現場に即していると思うのですけれども、法律に沿って業務をした経験がほぼないので、支障といっても根拠規定を示すことが非常に難しい、そういった生の声を今回はいろいろと聞かせていただきました。そういったところに我々としても課題があるかなと認識しているところがございます。

それから、9ページから10ページにかけましては、既に皆様からいただいた御意見を少しまとめております。これまで提案のすそ野拡大あるいは提案の熟度の向上、成果の還元といったことでいろいろと御意見をいただいております。また、提案実現の迅速化とか、支障事例の取扱いの柔軟化についてもさまざまな御意見をいただきました。

最後の10ページでございますけれども、再提案についての柔軟な取扱いとか、国の直接執行事務の運用改善あるいは税財政といった、こういった対象になっていないものについても対象にすべきではないかという御意見もいただきました。政策的・制度横断的な課題への対応については、提案募集方式の取組に加えまして、制度的な課題について検討を開始するようなことを進めてはどうかというような御意見。一方で、やはり具体的な支障の中で積み重ねていきながら、問題意識としてトータルとして考えていくということが大事だろうと。こういった御意見をいただいたところがございます。

こうした成果、課題を踏まえまして、資料4でございます。私どもは今回、5年間の実績、これまでの御意見をいろいろ踏まえまして、中でいろいろと議論をしまして、少し今後の方向性について、こう考えてはどうかという案をまとめさせていただいているところがございます。

まず、1ページ目、2ページ目に分権改革の今後の方向性ということで、ポイントでまとめてございます。申すまでもないのですけれども、急激な少子高齢化が、スピードが加速化して進んでおるという状況の中で、既存の制度やその運用が当初予定していた

ような効果を発揮できないような事態が今後とも生じるということが非常にあり得るわけでございます。

2ページの中ほど、参考で少し引用させていただいておりますが、第32次地方制度調査会におきまして、問題意識としまして人口が非常に減っていくと。それから、市町村、基礎自治体が置かれた周辺環境についての基本認識というものを掲げさせていただいておりますけれども、こういった事態が一層進む中で、やはり制度改革を社会情勢に合わせてやっていくということが非常に重要ではないかという認識でございます。

地方の発意による提案募集方式というのは、言ってみればこういったことをきちんと解決していくための最も適した手法でございます。有効な制度だろうと考えているわけでございます。分権改革を進めていくためには、今後一層この提案募集方式を強力に推進していく必要があるという基本認識でございます。

特に住民の立場に立って、非常に住民に身近なところにいます基礎自治体にとりましては、これから自治体運用が大変厳しくなるという中で、基準の緩和とか事務手続の簡素化といったことを実現していく、今後さらに重要かつ有効なツールとなり得ると考えてございます。一方で、先ほど申し上げましたように、市区町村からまだ全体の2割しか提案がない。規模の小さい団体はなかなかそこまで手が届いていないという状況がございます。

そもそも提案募集方式自体の認知度が非常に低いという状況にあたりとか、現場はやはり、私も現場を回ってみますと、なかなか根拠法令の精査とか、改善策の実施までに至らない。そこが物すごい悩みだという生の声を聞かせていただきました。

我々としては、特に提案募集方式を通じて基礎自治体に寄り添いながら、必要なサポートをやっていくことがとても重要なのではないかとすることを総括する中で考えたところでございます。今後、そういったサポートをきちんとより一層やっていくということが重要だろうという基本認識でございます。

具体的には、これまでもいろいろと研修とか情報発信をやってきたわけですが、より多くの基礎自治体が提案募集方式を通じて分権改革に取り組めるよう、提案に至るまで強力にバックアップしていく必要があるのではないかと。先ほど申し上げました下記の2ページの下のほうにございますように、パラダイムシフトがある中で、より基礎自治体に寄り添った改革が重要ではないかという認識でございます。それをやることによりまして、個性を生かした、自立した地方の実現を目指していくことができるのではないかとこのように考えているわけでございます。

以下、3ページ以降は具体的にどういうことを考えているかを少しピックアップさせていただきます。

まず、3ページの①でございます。1つ目が提案のすそ野の拡大でございます。繰り返しになりますが、人口規模が小さければ小さいほど提案数が少なくなっているという実態でございますが、我々は全市区町村の半分ぐらいから提案がなされることを

目標としまして、特に5万人未満の市町村を中心としまして、より一層サポートしていただくと考えてございます。さまざまなやり方があると思うのですが、地域住民、大学、地域の有識者といった主体の広がりも含めて、提案の裾野を広げていくための取組を加速させる必要があるのではないかと考えております。

2つ目が提案の熟度の向上でございます。これも繰り返しになりますが、なかなか現場で法令まで至らないというところもございまして、現場の支障事例が提案に至るまでの支援あるいは提案を円滑に検討するための体制構築を支援していくということを考えております。現場を回っておりますと、分権担当課と原課の連携が非常にうまくいっているところは提案が非常に多く出てまいりますし、それから、自立した提案が出てまいります。

これも市町村の中では、自分たちの市の中の研修にこの分権を取り込む。提案募集をまさに現実にやらせることによって、研修の質を上げていくということも見え始めております。そういったものを横展開していきながら、我々としては市町村がしっかり取り組めるようなことをやってはどうかと考えてございます。当然具体的な提案の事前相談における助言を丁寧にやっていくということも必要だと考えております。

次の4ページでございますが、③は成果の還元でございます。一層情報発信とか、あるいは住民を巻き込んだワークショップの取組を地方が連携して強力でやっていく必要があるだろうと考えております。

それから、提案実現の迅速化ということがございます。閣議決定を待たずに我々としてもどんどんやれるところからやっていきたいと思いますというところは今もやっておりますが、こういったスタンスをより徹底していきたいと考えております。提案募集はその年に解決するというのが基本ですが、どうしても1年で解決しないフォローアップのような案件についても、例えば提案募集検討専門部会で丁寧に御議論いただくとか、そういった一層の進捗管理をやっていくことを考える必要があるのではないかと考えております。

5ページ、これもこれまでに意見をいただいたところで、支障事例の取扱いの柔軟化でございます。これも非常に難しいところでございますが、やはり法律改正まで至ることになりますと、どうしても対外的な説明あるいは各省との折衝においては、こういう支障が必要な部分が非常に多うございます。まさに支障がありますと、関係省庁に事実上説明責任を転嫁しまして、それでなぜできないのかということで、提案募集検討専門部会でも積極的に対応案を引き出していただいております。

どうしてもこういった提案の実現には不可欠だとは思っているのですが、一方で、これを余り厳しく詰めますと、特に市区町村は提案そのものがないということがございますので、我々としては、将来にわたってここがよくなるとか、そういったものも含めて支障の内容をできるだけ柔軟に幅広く考えてはどうかということで、今後の運用もやっていきたいと考えているところでございます。

6 ページもこれまで御意見をいただいたものでございます。過去に断念した案件の再提案でございますけれども、これも情勢変化等があれば調整の対象となるという基本スタンスでございますが、その情勢変化につきましても、提案団体の意向を十分に踏まえて柔軟な対応をしていく必要があるのではないかと考えております。

国の直接執行する事業とか、あるいは税財源の話、税制改正の議論でございますけれども、これにつきましては、それぞれの政策の検討の場において議論されるべき課題あるいは政府全体として取り組むべき課題というふうにしてございますが、例えば国が直接執行する事業についても実質的に地方団体の義務付けになっている事務事業の見直しとか、あるいは税財政でいっても手続の見直し、こういったものは提案募集の対象となり得ますので、引き続き地方の問題意識を丁寧に酌み取りながら、柔軟に対応していくことが必要ではないかと考えています。また、手挙げ方式はこれまでも実績を上げてきております。有用な選択肢として今後とも引き続き検討していく必要があると考えているところでございます。

7 つ目、最後の点でございますけれども、政策的・制度横断的な課題への対応ということで、これまでも御意見をいただきました。7 ページでございます。過去におきましても地域公共交通ということで、専門部会ということで御議論をいただいておりますけれども、必要に応じまして、我々としては、やはり重点事項として一くりに議論したほうが効率的・効果的に議論ができるようなものについては、提案内容に応じて鋭意検討を行っていきたいと考えてございます。

それから、本質的な制度・政策の見直しが必要となる提案もございます。ただ、これは単年度で解決するのは非常に難しいところもございます。一方で、調整をした結果、今後、少し政策的にしっかり議論をしていくべきだということで、我々の検討が問題の議論のきっかけになっているようなケースもあるわけでございます。運用改善の措置を引き出せるようなケースもありますので、これは関係府省と粘り強い調整・検討を行っていきたいと考えております。

これもこれまでにあった御意見ですけれども、国と地方の役割分担の制度的な課題ということでございますが、我々は当然提案募集方式を充実・強化していきたいということを考えております。したがって、個別の支障等に基づく議論を積み上げながら、必要に応じて中長期的な分権改革の方向性として議論する必要があるのではないかと考えております。こういったことをしっかりやるためにも、地方における支障あるいは問題意識を酌み取るという観点から、事前相談等におきまして、提案団体への丁寧な支援をしていく必要があると考えているところでございます。

具体的には最後のページ、8 ページにございますが、平成31年度以降におきまして、今まで申し上げましたところもあり、簡単に申し上げますが、例えば提案の裾野の拡大で申しますと、支障等について事例の提供を充実させていく、あるいは事務の簡素化・効率化を図ることができるようなことについて、優良事例をまとめて積極的に発信する。

それを市町村の職員の研修とかワークショップ等で行っていくということ。提案の熟度の向上ということと言えますと、繰り返しになりますが、事前相談で丁寧に支援していくということ。現場の支障事例を提案化するための根拠法令調査等の支援をしていくようなこと。提案の迅速な実現のための取組でいきますとフォローアップの進捗管理の強化。政策・制度横断的な課題への対応につきましては、調整過程におきまして中長期的な議論の問題提起ということも必要があるのではないかと考えてございます。もちろん情報発信についても、今後とも引き続き積極的にやっていきたいと思っております。

大変長くなりましたけれども、以上が説明でございます。よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

私どもが提案募集方式という分権の推進の仕方にかじを切ってから、一応5カ年たちました。この方式等々にかじを切るに当たっての原点からもう一度振り返っていただいて、分権改革を進めてきて20年たったわけです。

人間で言えば成人式を迎えるような時期になったときに、理念と制度改革についてはある程度の実績を上げたのではないか。それをむしろ国民に本当に分権のメリットを自覚してもらうために操作像、絵に描いた画像から操作像に動かしてみる。実際に動かしてみて、そして、それぞれの地方自治体が創意工夫に満ちた総合的な行政ができるようにしていくようなことを進める意味でも、これまでのようなトップダウンではなくボトムアップの方式に切りかえて、しかも実際に動かして操作像としての改革を進めていこうというような方向に切りかえたわけですね。

その成果といいますか、5年間を見てみて、私どもが当面この改革によって狙った課題と、それと整合的に行われてきた実績等々をまとめていただいた上で、なお残る課題があるのではないかという御指摘をいただいて、それに基づきながら、今後この提案募集方式等々を含めた地方分権改革をどのように進めていくのかということについての方向性を御説明いただいたところでございます。議員の皆様から、ただいま御説明をいただいた、中期的な意味での問題と課題等々を御議論できるかと思っております。いかがでございましょうか。

よろしければ、平井議員、資料を用意していただいておりますので。

(平井議員) それでは、御指名いただきまして恐縮でございます。

本日は片山大臣にわざわざ御列席をいただき、本当にありがとうございました。

また、先般は地方創生のところで大変な勇気付けをいただきまして、各ブースを回っていただき、お声かけもいただきました。本当にみんな感謝をいたしておりまして、大臣の地方に対する熱い思いを我々も共有させていただきました。きびだんごも買って帰られましたけれども、私もいただければ家来になりますので、ひとつまた。また、ピンクのしょうゆも買っていただきましたけれども、今日の午後は平井知財大臣のほうにコンソーシアムでそのことの御紹介をさせていただこうと思っております。本当にありがとうございました。

日頃、中根副大臣、舞立政務官を初め、関係の皆様にも大変お世話になりまして、このシーズンもすばらしい提案募集の成果を出していただきました。考えてみますと、神野座長、高橋部会長に導かれながら、5年間にわたりまして一つ一つ成果を上げていきました。例えば病児・病後児保育をもっとやりやすくできるようなやり方とか、あるいは地方版のハローワークでありますとか、また、大分議論がございましたが、農地の転用の問題なども前進をしました。

長年、実は地方団体側で太田市長を初め市長会や町村会と一緒に問題意識を持っていたことに、一つ一つ政府を挙げて取り組んでいただいたこの5年間に、まずは感謝を申し上げたいと思います。

今回も資料1辺りで具体的な提案募集の成果がございますが、放課後児童クラブは今シーズンの大きな成果だったと思います。これは結局、地方において放課後児童クラブを設置できなくなるよりは、基準を緩和して地域の実状に応じてということで、安倍総理も知事との会談の中で、それはもう市町村に任せたらいいというお話がございまして、前進をしたものであります。是非法案としてしっかりと審議に臨んでいただければありがたいと思います。

そういう中、ペーパーを出させていただきました。お手数ですけれども、お目通しいただければと思います。今、山野次長のほうからお話があったことは、おおむね異論があるわけではございません。その前提の上で聞いていただければと思いますが、さらに地方分権を活性化する意味でも、是非また御考慮いただければということでもあります。

まずは1番と書いてありますが、提案の裾野の拡大でございますけれども、これにつきましては、いろいろと厄介な論点がございます。実は、提案募集をするためには、具体的な支障事例を出せということが結構難問でございます。地方側からすると、本来はどちらがベターかということで、国がやるのがベターか、地方がやるのがベターか、そのような観点もあるのではないかという根本のことがありますけれども、今、少し緩めて運用しようというお話もございましたので、是非もっと使いやすい提案募集になるように、具体的な支障事例といっても少し長期スパンで見させていただくとか、国がやるよりもよほど住民には便利だとかも含めて取り上げていただければと思います。

特に何度も同じ提案が出てくるものがございます。それが再提案と度重ねてこの席上でも言われていることであります。再提案が出てくるには、やはり理由があるのですね。どうしても前に進まない。これはやはりどう考えてもということで、実は、我々地方から言いますと、各省庁が強力に頑張っておられる。その対立の中で、政府の中では、最終的には各省庁と調整してということになりますので、そこで持ちこたえた、乗り切ったということで終わってしまう。役所的なことがあると思うのです。それは私も事情はよくわかるのですけれども、ただ、そうであれば、やはり再提案で再チャレンジということで、さらに深めていただく。年を追って深めていただくということもありませんか。そういう意味で、先ほどもちょっとお話がございましたが、再提案についても

柔軟に考えていただければと思います。

2番目でございますけれども、個別の支障事例を解消するのが提案募集方式であるのですが、この有識者会議の場でも取り上げてこられた手挙げ方式と言われるものもあります。例えば過去で言いますと、ハローワーク特区を埼玉とか佐賀でやった時期がございました。このような形で、丸ごとここに任せて実験をやってみようよと。これは多分、大臣のリーダーシップ一つでできる話もあると思います。例えば保育とか、あるいは防災とか、そういうものを地方分権特区みたいな形で認めるというのもあるのではないだろうか。度重ねて地方側からも議論が出て提起されていますのは、例えば関西広域連合のような分権の受け皿たらんとして作った、そういう広域団体もあるのですが、これを全く活用してくださらないということがあります。

ですから、例えばこういう分野については都市計画とか総合計画とか、そういうところはそちらでやってもらって、国が参加するというだけでもいいのではないかと、いろいろなやり方が本当はあるのではないかと思います。この辺は、具体的支障というよりはシステムの問題でありまして、手挙げ方式を積極的に活用して、要は、分権特区として政府が打ち出すぐらいのこともあってもよいのではないだろうかということが2つ目であります。

3つ目は、大きな課題、それから、このテーブルの中ではなかなか収まり切らないので我々が苦労していることについて、せっかく有識者の先生方が集まりますし、地方団体も集まっている場であり、内閣府として調整もしていただけるという場ありますので、大きな議論も取り上げながら、提案募集方式という個別の支障の解消を進めていただくということとはできないだろうかという観点であります。

まず、1つ目としては、例えば国と地方の役割分担とか、税財政なども含めました中長期的な課題も、議論としてはこうした場なども活用していただけないだろうか。議員間での意見交換、ただ、それを実現しようと思うとなかなか次のステップがあることはわかるわけではありますが、どうしても、どこの省庁でもさばき切れないことはやはりありまして、せめて有識者会議で問題提起をしていただくとか、あるいは投げかけをしていただくということもあるのではないだろうかと思います。

来年も消費税がまさに10%に上がらんとしているわけでありまして。安倍内閣としてもこれまでもおっしゃってこられました。消費税を上げるとことは社会保障の負担をまた分任するということであり、それに回す財源を地方のほうにも国のほうにも用意をする。それが社会保障と税の一体的な改革ということになるのだと。このような御説明をいただいております。

ただ、例えば舞立政務官の、今度は合区になるわけですね。島根、鳥取両県が選挙区ですけれども、島根県も鳥取県も平成25年と平成30年、今年と一般財源を比較してみますと、減っているのです。その間に、平成26年に5%から8%に消費税は上がっているわけです。ですから、本来であれば、それぞれ個別の団体で社会保障負担に充てるべく

地方消費税も我々は徴収されているわけでありまして、住民が徴収されているのだけでも、結局それが日本のどこかに消えていってしまっている。私は、これは大都市対地方の問題にするつもりは全然ないのですね。恐らく地方交付税など、地方税と共にある、調整制度のところにも問題があるのではないかと思うのです。

本来消費税が上がり、地方交付税も本来は財政格差を調整する財源調整機能と、もう一つは財源保障機能がありますが、その財源調整機能のほうが今は著しく低下しているのではないかと思います。これを国対地方の典型的な争いだとか、あるいは大都市や富裕団体対貧乏団体みたいなことでマスコミ流に取り上げさせて、クローズアップするのは簡単ですけども、何の解決にもならないのですね。

ですから、せっかく今回、法人課税について一定の大きな思い切った措置をされる以上は、それで地方に財源が行った途端に、今度はまた交付税が減ってしまうというような計算をされたら、また同じことが起こりまして、消費税は上がっても、結局一般財源全体が減ってしまうという、ミクロでは矛盾が起きてしまうということがあり得るわけです。現に起きています。こういうことなど、やはり消費税の引き上げのときに、少し税財源の大きな議論もしっかり点検をしたりという場が政府の中にあってもいいのではないかと思います。

また、憲法論議も安倍内閣としては一つの優先課題とおっしゃっておられます。そこには地方自治という章があります。この地方自治の章があり、シャープ勧告を初め、いろいろな地方制度改革が行われた結果として、今日の我が国は、多分、世界に誇るべき地方自治制度ができたと思います。ただ、それをさらに実質をつくり、この国を豊かで活力ある方向に持っていくためにも、そうした地方と国との役割分担のあり方、場合によっては国と地方のあいこのようなところがあってもいいかもしれませんし、地方の中でも都道府県と市町村との境界をどうしようかということも今後はあってもいいかもしれません。

例えば我々は分権改革で地方版ハローワークをつくりました。これがまさに国と地方の共同作業のようなものができたわけですね。従来の憲法の概念からは外れるようなものがありますけれども、こういう形で国と地方が役割分担をしたり、協調をしたりという新しい時代を日本からつくっていくことはあり得るのではないだろうか。こういう大きな議論をする場はなかなか今、政府内にはないものでありまして、またお考えをいただければということが1点目であります。

2点目は、ちょっと抽象的に書いてあって分かりにくいのですが、今、まさに山野さんのほうでお話がありました。いろいろと中長期的な改善を、課題をやっていきますよとか、運用改善などの措置を各省庁と調整しますよというようなお話なのですが、例えば具体的にはこういうことなのです。片山大臣も御案内かと思うのですが、去年ちょっと問題になりましたのが、育児休業を延長したいお母さんがいらっしゃる。育児休業を延長しようと思うと、保育所に入所したいと届けを出して、断られてきてください

という制度になっていますね。今、ちょうど保育所のほうも入所の季節を迎えています。

これが何を引き起こしたかといいますと、太田市長のところもそうかもしれませんが、都市部などで特に、保育所の仮需を起こすわけです。本当は入りたくないのに、つまり、育児休業を延長したいのに、保育所に入るふりをして、それで断られたという証明書を持ってこないで延長できないという仕掛けになっているのですね。これは大臣も御聡明なのでお考えいただければお分かりいただけるのですけれども、本来は育児休業制度の要件の問題であります。育児休業をどういった場合に認めるかというときに、無理に保育所を断られてこいとする必要はないわけですね。必要があれば育児休業を延長しますよということを制度として設計をすればいいだけのことであります。

ただ、このようにしているものですから、待機児童がこんなにいっぱいいますよという数字がどんどん上がって、現場の市町村は結構迷惑をしているわけです。これをやめてくれというのが本来提案としてここに来ました。結局、オチとして今、今年どうなっているかといいますと、保育所のほうで断る優先順位付けを市のほうでやってもらう。そういう仕組みをつくりますよというのが答えでありまして、役所流に言いますと、すれ違い答弁なのです。そういう形になっています。

私も問題意識を持って、もともと提案の中樞にいた大阪市の吉村市長にも電話をしまして、どうしますかということをお願いしたのですが、吉村市長は役所とも話をしていたみたいで、前進なので、これで一旦おろしましょうと。ただ、問題が解決しているわけではないので、これについては引き続き議論していきましょうと。こういうことにさせていただいているわけです。こうした本質にかかわるようなことも、実はここでも議論が発生して出てきていまして、その辺もお目配りいただいてフォローアップしていただき、厚労省だとかから報告も求めていただければどうかと思います。

3つ目でありましてけれども、いろいろと今日こうやって出てきております。様々な現場の意見で活性化もしてきているのですが、アウトプットで、最後に法案に絡んでくるようなものは、多くは従うべき基準のところでありまして。この従うべき基準については、安倍政権の前のころからそうした義務付け・枠付けという議論がございまして、そのころの遺物と我々は感じているところもあります。

分権をして、これについては基準を外しますというのですけれども、従うべき基準と分類されたものは、役所のつくった基準を守らなければいけませんというふうになっているのです。実は外れたようでは外れていない。これが特に今、課題となっている子育て分野、それから、介護などの高齢者のケア、あるいは教育とか、実は喫緊の課題のところ結構こういうものがございまして、それで例えば一人一人配置しなければいけませんよ、2人配置しなければいけませんよというようなこと、園舎の基準だとか、そういうこと一つが足りないだけで待機児童を生んでしまうということになってしまうのです。

それは、本来は都市なら都市型、田舎なら田舎型で保育園はあっていいわけですし、

子供たちの安全を守ったり育むことは創意工夫でできる分野もあるわけです。それを一律に縛ろうというところで問題があるので、従うべき基準はもうそろそろトータルで見直してもいいのではないだろうかというように我々地方では議論をしているところでございます。

こうした大きな問題も是非今後の分権改革の中で、正面から取り上げていただければというのが地方団体の祈りとしていただいております。

「西へ飛ぶ実となる梅や一あらし」という句がございしますが、これは中根副大臣の鴻巣出身の横田柳几さんの句でございます。江戸時代の方でいらっしゃるけれども、地方分権改革、提案募集をやってきまして、我々も感謝しています。そこでふっと一つ一つの梅の実を吹き飛ばしていただいて、それがまたほかで、地方で花を咲かす、実をならす。そのように確かに根づいて広がってきていると思います。是非地方分権改革を片山大臣を初め皆様のリーダーシップで進めていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

御指摘をいただきました点を大きくまとめると、こういう理解でいいでしょうか。つまり、今、私たちは問題解決型といいましょうか、現場を重視しながら実際に現場で生じているような支障を中心に改革を進めようとしているのだけれども、改革のやり方には2つあって、1つは問題解決型の対応と、もう一つはビジョン型ですね。ビジョンを描いておいて、つまり、現場の中では、現場の問題点を解決している限りは、なかなか構想しにくい。実はこういうことをやっておけば全体としていいのだというような進め方があるはずなので、そうした現在進めているもののデメリットを何らかの形で補完できないかということが全体を貫かれる主張。個々の問題の御指摘はありますが、そういうこととして理解させていただいてよいでしょうか。

もちろんそういうビジョンを描くときには御指摘のように様々な政策あるいは様々な課題が有機的に関連付けられなければならないのですが、分権というものを含めて、分権だけの問題でも税とか様々なものと有機的に関連付けなくてはいけないし、一つの政策においても様々なことを関連付けなければいけないのだけれども、そういう場が欲しいと。そういうお話と理解してよろしいでしょうか。

(平井議員) 御提案いただいている資料4について異論を述べているものではありません。これはこれで、さらにこうしたことも留意していただいて、方向性としては深めていただきたいということが1つです。

また、どういうやり方ができるかということは確かにありますけれども、神野先生がおっしゃったように一つのビジョンを我々のほうでも提起をしながら、その中でこういう個別の議論も扱っていく。このような一つのフィードバックをしながら、演繹的な解決、帰納的な解決、それらを複合させながら分権を進めていく。そのような考え方もよいかなと思います。特に今の我々の問題意識としては、従うべき基準がやはり重しに

なっているのではないかと5年間の経験から推察をしていることと、後、分権の大きな課題にも、もし可能であれば向き合っていただければということでございます。

基本はこれに賛成するという事です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

(太田議員) 私は豊田市の反省も込めて発言しようと思うのですが、先ほど山野次長が、全国の自治体で提案の多い自治体と全くない自治体に二極化すると。豊田市は多いほうになります。ところが、豊田市の中で見てみると、提案の多い職場と実はない職場とで二極化が進んでいます。豊田市の場合のやり方は、職員提案制度を取り入れ、その制度の中で提案を募集していますので、そういう仕組みがあるものだから、個別の取組提案がどうしてもそこで終わってしまうということがあります。

私の認識は、今まで1,000件以上の実現をしていますので、豊田市の中で1,000件の実現した提案の棚卸しをしなければいけないと思っています。つまり、突破型で提案する。そういう職員や職場は、それはそれですばらしいのですが、それができないからといって、そのままにしておけばいいかという話にはならなくて、突破型ではないけれどもほかのところが実現した提案を横展開する。積極的に横展開するという動きを市役所の中でもっと広げなければいけないと思っています。

そう考えたときに、この会議の一つの指標は提案件数。提案件数であることは間違いないのですけれども、全国のほとんどの自治体にとっては、提案件数で計られるのはとてもきつくて、むしろ提案が実現したものをいかに我々は横展開したか。その横展開件数を積極的に表に出す。そのことによって、こうした取組の裾野が広がって、効果がより高まって、もう一点は、そういう横展開をするプロセスの中で、提案をするということや学ぶ職員のそういうプロセスの中で、職員は学んでいくのではないかと思うのです。

そのように思いながら、後手後手で来ていますので恥ずかしいのですけれども、豊田市は是非そういうやり方をしていきたいと思います。

それと、先ほどの神野先生の課題解決型、ビジョン解決型でやはり思いますのは、以前にも発言したのですが、豊田市は典型的なのですけれども、個別の職場の個別の職員のそういう発想で、要は、部分最適ではそれになるのですが、それをやっていって果たして本当に全体最適に行くのかどうかということは甚だ疑問でして、特に少子化だとか超高齢社会という劇的に社会が変わるという中で、とりわけ知事さんもおっしゃっているような子供の絡み、あるいは高齢者の絡み。こういったところの規制緩和のようなものが、個別のものを積み上げていくと本当にうまくいくというふうに余り思えないのですね。

どこかドラスチックに既存の制度をがらっと見直すのでないと、地方が部分最適で重箱の隅をつつくような、そういうものもひっくるめて、とりわけ実現できないというふ

うに言われた、判断されたものは、国の省庁の職員の皆さんからすれば、とんでもない迷惑だというふうに私は思うのです。今みたいに働き方改革だと言われていて、それでこそ効率的な仕事をしなければいけない。短時間、残業を減らさなければいけないということを省庁の皆さんがやらなければいけない中であって、なぜこういうことで振り回されるのか。そんなことなら、いっそのこと自分たちでがらっと変えたほうが早いのではないかというふうに思ったりもするのです。

ちょっと最後の発言は乱暴ですけども、なかなかその辺りは悩ましいと思いつつ、先ほどの課題解決、ビジョン解決をお聞きしていて思いました。

(神野座長) ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、最初からといいたいまいしょうか、我々が分権を始めたときからも、議員がおっしゃっている、いわば総合行政ですね。一つだけのところではなく、実際にはいろいろな問題が解決できるような行政システムというようなことが地方だったらできる。どうしても国の官庁の場合には機能別に配置されていますので、それを受けるのは地方自治体だというようなこともありましたので、大変心強いと思ってお聞きさせていただきました。ほかはいかがでございますでしょうか。後藤議員どうぞ。

(後藤議員) ありがとうございます。

平井議員、太田議員の御発言とほぼ同じ内容を、言葉をかえてお話しすることになるかと思いつつ、提案募集方式は非常にうまく進んでいるというふうに思っています。ただ、その一方で、実際の地方の現場などを訪問しますと、職員の方は地方分権によって、どんどん仕事が降ってくるという表現をされていて、その辺りに対するきちんとした認識を広めていかなければいけない。恐らく8割の職員はそのような感想を持っている。それを5割にしよう、あるいは横展開することによってもう少し実感させていかなければいけないというのは、まさにそのとおりであります。ただ、システムとしては非常に提案募集方式がうまく回転し始めているなというふうに認識しております。

そうした中で、提案募集方式だけでいいのかということが、やはり私も議員の立場から思うことでございます。例えば平井議員が用意された3番の政策的・制度横断的課題への対応の1ポツにも相当するわけですけども、あるいは先ほど神野座長がおっしゃった問題解決型ビジョンというところにも関連するかもしれませんが、少し射程の長い議論とか俯瞰的な議論も併せて行いつつ、単年度で成果が上がる提案募集方式と、車の両輪にしていく必要があるのではないかと考えております。

私がいつもこちらに参る際に、念頭に置いて発言しているのは、今日御用意いただいた資料3-2でございます。約5年前に有識者会議でつくられた資料だと記憶しておりますが、これまでの地方分権改革に対して、神野座長の率いるこの有識者会議は新たなステージを目指すということで、右側に5つの箱が用意されています。

一番上は理念ということで、「個性を生かし自立した地方をつくる」ということで、

これはそのとおり進んでおりますし、その次の「提案募集方式」、さらに3つ目の「手挙げ方式」、そうしたものの導入も確実に進捗してきていると思います。

一方で、4番目の「真の住民自治の拡充、財政的な自主自立性の確立」、あるいは5番目の「改革の成果を継続的・効果的に情報発信、住民の理解と参加の促進」。はどうでしょうか。5番目は先ほどのパンフレットの御紹介にもありましたように進みつつあるというふうにも思いますが、4番目の住民自治の拡充というところはまだ手がついていなくて、先ほどの地方自治体の職員の皆さんが、仕事が増えて困ってしまう。そうではなくて、やはり団体自治の仕事も住民自治へ分権していくというような流れも一方でつくらないといけない。これがまだ我々の手つかずのところの一つだと思います。

それと、めくっていただきまして2ページに、やはり神野座長がつくられたミッション、ビジョンが示されており、このミッション、ビジョンの実現のために、改革の進め方として提案募集方式、手挙げ方式が書かれていますが、一方で、目指すべき方向の3番の「地方税財政の充実強化」と、特に私が申し上げたいのは4番の「重要な政策分野に関する改革」ということで、あえてここで土地利用ということを挙げていただいております。これはいわゆるコンパクトシティを目指すときに、なかなか土地利用に対する制度が一元化されていない。都市側の論理と農村側の論理がまだすり合っていないということで、これから人口が計画のフレームにならずに都市がシュリンクしていく中で、土地利用というものをこれまでの都市が拡大することを防ぐような、防波堤のような考え方ではなくて、シュリンクしていく中でいかに土地利用をマネジメントしていくか。そのような発想に切りかわらなくてはいけないのですが、この辺り、長期的なビジョン、長い射程、俯瞰的な見方で議論すべきことではないかと思っています。

実は、この組織には部会というものがございまして、先ほども御紹介いただきました地域交通部会、これは私、部会長をさせていただいて、提案募集方式と合同で作業をさせていただくことがございました。もう一方で、農地部会というものもあるのですが、それは今、開店休業になっておりまして、そういうトピックスをもとに部会を構成して、その部会に学会等のエキスパートをお呼びしてヒアリングをするなどをしながら、少し射程の長い議論も一方で進めていくと、車の両輪が回転し始めるのではないかと思います。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

どうも済みません。いかがでございましょうか。勢一議員どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

かなりたくさん御意見が出ていところなので、私もやや重ねてということになりますけれども、何点か意見を言わせていただければと思います。

まず、提案募集方式の5年間の総括という形で、これまでの状況をデータでおまとめいただきまして、ありがとうございます。改めて振り返りながら、提案募集方式がど

のようなニーズを受けとめてきたのかが一覧できるようになりました。これは今後、長期的な議論をするときに、最初の取っかかりとして大変に価値があるのではないかと思います。

提案募集方式を5年間やってまいりましたけれども、制度改革や運用改善に地方から動ける新しいチャンネルができたということ、それ自体に非常に意味があることだろうと思っています。実際に、提案募集検討専門部会にかかわってきまして、最初の1年、2年とその後の3年目以降の議論の雰囲気は随分変わってきております。地方側も提案募集の仕組みを使って現状を変えるのだという流れが出てきましたし、府省の側も、そういう現場の問題をきちんと受けとめて対応しなければいけないのだという御理解もいただけるようになってきたということがあります。

山野次長の御説明の際に、検討サイクルの定着ということを挙げていただきましたけれども、そのような仕組みがきちんと動き始めてきたというところで5年間の意義は評価できるのではないかと思います。特に地方自治体の職員さんと話をしますと、既存の制度、これは所与のものではなくて、支障があれば変えることができるという認識を持つようになったということや、国の制度のあり方としても非常に望ましいことではないかと感じた次第です。そういう点では、分権型制度への移行をこの提案募集方式が作り出しているという意味もあるのかなと思っています。

ただ、その一方で、確かに5年を経て、この次のステップとしてどのように変えていくかという悩みがあることは、今回の総括でも非常に実感をしたところです。特に支障事例を出すのが結構難しい。これは実際に部会の議論を伺っていてもそうですし、現場の職員さんたちと話をしても実感をするところです。そうはいつでも、しかし、現在の制度を変えるためには、相応の根拠、説明が必要になりますので、やはりエビデンスを示していただくというのは、これは避けられないステップだろうと思います。特に制度所管の府省を説得するというだけではなくて、その制度をこれまで使ってきたほかの自治体であるとか、その法律を受けてきている国民との関係で、やはりこれは変えてしかるべきということを示す。それは提案自治体だけが示す必要性はなくて、いろいろな形で情報を集めて考えていく。そういう意味では、やや緩やかな形で支障事例を受けとめながら、制度をいかによくしていくことができるかを考えていく工夫が必要なのかなと感じたところです。

もう一点、やはり部会にかかわっていて気になっておりますのは、現行の法制度とその法運用は、社会の状況も変わっていますし、法改正もたくさん続いていますので、非常に複雑になっています。専門家でも大変、制度所管の府省の担当の方でも大変なものを、自治体の担当職員さんたちが、ローテーション、人事異動がある中で、パーフェクトに把握して処理するというのはかなりハードルが高い作業になるかと思います。ただ、その作業をするための工夫、努力がなければ、せっかく提案募集で実現した分権の成果が現場で使えないことになるのだろうと思います。

私のゼミでは地方自治体の公務員になる学生が多いのですが、公務員試験でかなり燃え尽きて、なれた、よかったと思いたがる学生が多いのですが、実は本当の勉強は公務員になってからが本番でありまして、みんな、なった後にそれを実感して、卒業した後に、大変ですと言ってくれるのですね。制度が変わっていく中で、その制度の知識を常に身につけていくことが、分権型の制度を運用するには不可欠なことになるかと思えます。そういう部分も、これは国が支援することかどうかということもありますけれども、しっかり地域全体で考えていく。特に人口規模が小さいところこそそういう悩みが大きい。しかし、そういうところこそ本来であれば提案募集のような仕組みを使って支障を解消するようなルートを活用しなければいけないというところがありますので、より必要性が高いはずです。

いきなり提案というのは難しいかもしれませんが、先ほど太田議員から御指摘があって、私も気持ちを強くしたのですけれども、これまでの提案の成果を、まずは成果のほうを使っていただく。現場でいきなり提案を探すのではなくて、これまでの成果を使っていただいて、使った上で成果を感じてもらう。住民に還元することはもちろんなのですが、その前にまず、自治体の職員さんたちが成果を実感する。その成果を使いながら、そして、課題を見つける。太田議員の御指摘の仕組みは非常に有益かつ重要な点かなと思っております。

雑駁でしたけれども、以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

市川議員、お願いします。

(市川議員) ありがとうございます。

まず、私も3年になってくるのですけれども、この5年間の成果を今回まとめていただきまして、改めて神野座長、高橋部会長を初め、提案募集検討専門部会の委員の皆様方、各地方自治体から出向されて実際の現場で窓口に当たられている職員の方々、事前相談等もかなり大変だと聞いておりますが、それと、内閣府の皆さんの御努力に関して、心から敬意を表したいと思えます。

その中で、本当に年次年次で改善されているということが明らかに見えてきておりますので、まだまだこれは改善させながら進めていけるものだと思っておりますけれども、まず、その中で、やはり国と地方自治体も含めて、もう一度我々は何をやっているのか、何のために何をやっているかというベクトルとかビジョンをきちんと共有することが大切ではないか。我々是对立構造でやっているのではないのですよと。あくまでも地方自治体、つまり、基礎自治体の目は住民に向けながら、その改善のために国を挙げて生産性を高めて、大きな意味で質的な向上を図っていきましょうということが目的ですので、その意識は常に持つ必要があると思えます。

その中で、資料を見せていただいて、参考資料3に非常に類型化されたテーマが出てきておるわけですね。具体的な支障事例のイメージという形で、非常に類型化していた

だいていると私は思っているのですけれども、そもそも、やはり共通の課題が大体見えてきているのではないかと思います。そういう点からして、1つは、今までの提案制度のやり方はボトムアップという形で来ているのですけれども、国とか県あるいは組織上の上位概念のところからむしろ提案が出てきて、こういうものはやめましょうよとか、今まで形骸化している手続だから改善しましょうというような提案も出てきてもいいかなと思います。

そんな中で、資料にありましたけれども、制度を知らない。アンケートをとったときに、説明会をするまでに、制度を知らないという職員の方が51%も、半分以上もおられた。この数字は、この意味することは何かということを考えますと、これだけ5年間やっていて、地方分権、地方分権と言っているのですけれども、私は、これはトップの責任だと思います。企業でもそうですけれども、平井議員、太田議員がおられますが、知事会、市町村会、いろいろあるわけですが、地方自治体のトップの方が、この制度を本当に現場の職員にきちんと落として、そして、議論の場をつくっているかどうか。そういう点は、このアンケートを見て、私はすごく疑問に思ったといいますか、残念だったのですね。

ですから、知事会とか市町村会などにも説明会の場に出ていっていただいて、もう一度トップの方も選挙でかわられたりもしますので、常にブラッシュアップしながら、トップとボトムが同時に同じベクトルで走れるような、そういう仕組みも必要ではないかと思えます。

もちろん神は現場にあるということを我々は言うのですけれども、常に現場は見ておかなければいけないのですが、同時に先ほど座長がおっしゃるとおり、ビジョンを持った、ベクトルに向けての制度改革は、これはトップの責任であり、ある意味では国の責任でもあると思いますので、その辺のところも同時並行的に、先ほど両輪という話がありましたけれども、どちらか一方ではなしに、常に制度改革をするのだという意識も持って、ビジョンの議論も進めていくべきだと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

最初の話から最後まで、私なりにまとめさせていただくと、最新の経営学の成果では、経営の組織学、企業の組織力ですね。これは志を同じくしている。つまり、構成員が志を同じくしているかどうかが決定的な意味を持っているのだということが明らかになっておりますので、今、おっしゃったような共同認識とか、共同意識とか、共同理念をいかに構成員が共通して持っているかということは、様々なレベルで必要かと思えます。

(高橋専門部会長) 皆様方の議論を拝聴していて、少し思ったことを申し上げたいと思います。私の役割は提案募集方式の推進でございますので、その観点を中心に若干申し上げたいと思います。まず、最初に、冒頭5年間の成果をまとめていただいて、本当にありがとうございました。

私は、今日御欠席ですが、小早川座長代理のもとで第2次地方分権の義務付け・枠付けのワーキンググループに参加し、5年間ぐらい苦労して義務付け・枠付けの作業を行ったわけですが、あの作業は大体1,000項目だったと思います。今回も、内容は大分違いますが、1,000項目を積み上げることができたというのは、規模感からすると、相当なものかなと思う次第です。そういう意味では、2次分権の義務付け・枠付けに、規模感的には匹敵できるような作業ができたのだということを改めて実感して、そういう意味で、この成果を武器にして、引き続き分権の改革を推進したい。これからも推進せよという方向性をいただいたと思いますので、しっかり進めていきたいと思っております。

その上で、課題は裾野の拡大だと思います。いろいろ御意見を頂戴しました。私が1点だけ気がついたところは、分権の旗手ということで地方公共団体の職員の方に、先進的に進めていただく取組もされていて、それは非常にすばらしい取組だと思いますが、もう一つ、研究者とか有識者をどうやって引っ張り込むかということが重要なことだと気がつきました。

愛媛大学の連携の話が参考資料にありましたが、最近、地域政策系の学部がものすごく地域で増えていて、そういう研究者の方とか、ゼミの学生とかは、市町村とか県と、かなり幅広い、強いパイプを持っていらっしゃるのではないかと思います。当然そういうところでは分権の理解も当然の前提として押さえていらっしゃると思いますので、地域で自治体職員の方が提案に変えることができないようなところを入れていただいて、ともに悩みながら提案に移行させていくという点では、地域系の学部の先生方とか、その前にいるいろいろな方をつかまえて、ともに活動していただくということが極めて重要なのではないかと思います。

地方創生でも派遣事業みたいな形で、そういう方々が位置付けられていますので、分権でもそういう位置付けをするというのが一つありかなと思いました。御検討いただければと思います。

もう一つ、私は片山大臣のもとで規制改革をやっておりまして、規制改革の場合、規制改革推進会議が一般的な改革をしていて、もう一つ、国家戦略特区で、一点突破で先進事例を作るという両輪で作業を行っているところが成果を上げていると思います。そういう意味で、今回の平井知事から、特区のような形で位置付けるような取組をやったらいいではないかという話もいただきました。目からうろこの話でございまして、関西広域連合にどれだけおろせるかとか、こういうことは御提案いただければ、そういう工夫を生かして省庁といろいろと交渉するということもあり得る話かなと。手挙げ方式の拡大版という点では、そういうやり方で提案を実現するのも、提案募集方式の一つの範囲内かなと思いましたので、これは事務局と相談していろいろ議論していきたいと思っております。

とはいえ提案募集方式で手が届かない部分を御指摘をいただきましたので、これはこの有識者会議で御議論いただきたいと思っております。私も従うべき基準のような横串的な見

直し的な取組みについて問題意識を持っておりますので、有識者会議の親会議のほうで、いろいろと我々が至らない部分については補完の御議論をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございます。

議員の皆様方から、ただいま山野次長から御説明をいただいたペーパーについてたくさんの御意見を頂戴したこと、しかも建設的な御意見を頂戴したことに深く感謝を申し上げます。次第でございます。

御意見を整理すると、基本的には事務局のほうでつくっていただきましたペーパーのように、提案募集方式を軸にしながらこれからも進めていく。この点は御了解をいただいているのではないかと思います。ただし、提案募集方式にも限界があって、様々な意味で地方分権の課題をこの方式だけで埋め合わせるわけではないので、そうした限界等々を認識しながら、それを補完し補強していくような作業ないしは会議、議論も必要なのではないかということが皆様方の御意見の軸だったのではないかと思います。

今後のこの委員会といいますか、この会議の進め方については、少し事務局と相談しながら、特に大きなビジョン等を参照しながら、今、御指摘いただいたような結果を、提案募集方式として継続するとともに、これはほかの分権にかかわる機関も動き始めると思いますので、ただ、分権はここで総括するのだという意図をもとに、問題を投げかけていくようなことを含めて、事務局と相談しながら運営面で図っていきたいと思っております。また、平井議員もそれぞれの部会に御参加なので、それぞれの部会でフィードバックしていただくなり、こちらからも出すというようなことで、連携をとっていくような形で進めていきたいと考えております。

そのように総括をさせていただきながら、今、示されていた方針については、この方針を軸にしながらローリングさせ、つまり、緩急自在に及ばない点を補完し、補強しながら進めていくをことで御了解いただいたということにさせていただいてよろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきますして、引き続きまして、議題2の「平成31年の提案募集方式の実施について」、つまり、今までは少し中長期的な御議論を頂戴したわけですが、今年始めるべき提案募集方式の実施につきまして、事務局から資料5、6及び参考資料4について御説明をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(加瀬次長) 資料5は平成31年の提案募集における具体的な対応を記載したものでございます。内容的にはこれまでの御説明の中に入っているものが多うございますので、適宜ポイントのみ説明させていただきます。

1点目が、提案の裾野を広げるための取組でございます。4つほど〇がございます。1つ目の〇は、地方で支障事例の内容を具体的にイメージできるよう、情報提供をより

一層充実するということでございます。

2つ目の〇は、先ほどもお話がございましたが、地方分権改革に関しまして、一部では仕事が増えるという捉え方があるということを改めていけますように、事務の簡素化・効率化といった提案ができることを積極的に発信いたしまして、自治体職員の意識が変わるようにしていきたいというものでございます。

3つ目は都道府県、市町村の中における取組への支援。

4つ目は大学、NPOといった自治体の外、そういった点も含めて、住民の視点を取り入れた取組にしていきたいというものでございます。

次ページをおめくりいただきますと、こちらは先ほど申し上げました3つ目と4つ目の具体的な取組を示したものでございます。2ページでございますが、これまで行ってきたもののほか、30年度に新たにどういふことをやっていくかというものが⑤と⑥でございます。例えば⑤でございますが、民間企業あるいは自治体職員などが参加しました、文科省の廃校サミットというイベントに参加して講演をしたということでございます。⑥は、県と市町村の自治体有志職員による勉強会に参加をしたものでございます。また、新規ではございませんが、先ほどお話がございましたが、③は大学講師派遣ということで、平成30年は大正大学、愛媛大学で開催をしているということでございます。

3ページ目は提案検討の支援ツールの充実ということでございます。新規でございますと、⑤地方分権改革eラーニング講座ということでございます。これは地方創生部局と協力しまして、eラーニング講座を開設しているものでございます。新規のものでございますが、①地方分権改革入門ガイドということで、リーフレットをつくってございます。また、④でございますが、こちらは政府インターネット番組でございますけれども、先ほど御説明がございましたが、現地映像、そういった放送を含めて分かりやすく見られるようにしたものでございます。

今、申し上げましたような裾野拡大の取組につきましては、参考資料4のほうで個別の取組について紙を用意してございますので、お時間があるときに御覧いただければ幸いです。

次は4ページでございます。2点目の提案の熟度の向上でございますが、1つ目の〇は早期の事前相談を地方に呼びかけつつ、提案の対象性について可能な限り対象という取扱いができるように柔軟に対応するというものでございます。2番目は省略させていただきますして、3つ目の〇です。こちらは先ほどもお話がございました根拠法令の調査で、そうしたことについて協力していく。また、市町村の提案を増やしていくための都道府県担当課間の連携、事例の横展開といった体制の構築をしていくということでございます。

5ページを御覧いただきますと、3点目でございます。フォローアップ案件の適切な検討ということでございます。こちらは具体的には、平成31年度提案の具体的な検討・調整が始まる前の時期、これから夏までの間でございますけれども、フォローアップ案

件について適切な検討が行えるよう、必要に応じて提案募集検討専門部会でのヒアリングなどを行っていききたいというものでございます。フォローアップ案件は、平成30年放課後児童クラブについて、2月、5月に部会を開催させていただきました。他の案件についても、議論の出戻りといったものが生じないように、関係省庁も含めて検討が着実に進められるようにしていきたいと考えてございます。提案募集検討専門部会の先生方、またお手数をおかけして申しわけございません。

4点目が国民・住民への成果の還元のための取組でございます。1つ目が、成果を生かそうという自治体の取組を私どもとしても後押しをしていききたいということでございます。2つ目の〇は、既に本日の会議でも一部御説明をさせていただきましたが、これまでの提案募集の成果の活用状況、あるいは活用に向けた自治体の取組などにつきまして、さらに深掘りをして把握して、発信をしていききたいと考えているところでございます。

資料5の関係は以上でございます。

資料6でございますが、こちらは平成31年の提案募集につきまして、実施スケジュール案を記載したものでございます。検討サイクルの定着というお話もございましたが、30年の提案募集と基本的には同様のスケジュール感で組んでおるものでございます。

4月になりますと、自治体の担当者の異動などがございまして、それから業務を把握をして提案をしてくださいというのはなかなか難しいということでございます。そういったことを勘案いたしまして、事前相談と提案受付開始につきましては、本日の会議を経まして明日以降に開始をしていききたいと考えておるところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、いかがでございましょうか。今年の進め方の御提案をいただいたわけですが、御質問は、どうぞ。

(平井議員) 是非こういう方針で積極的に進めていただければと思いますし、先ほどもお話がいろいろと出てきましたけれども、大きなビジョンとの絡み合いとか、再提案あるいは支障事例の緩やかな取扱いなど、御配慮をいただければと思います。

1点だけ、ちょっと細かいことでありますけれども、資料5の1ページの2つ目の〇ですが、「地方分権改革に『仕事が増える』等のイメージを持つ自治体職員の意識改革を推進」と書いてあるのです。私ども、太田市長もそうだと思うのですが、結構積極的に分権を進める職員もいますし、結構皆さん熱心にされておられまして、このロジックが出てくるのは、実は、私たちから見ると、国の省庁のほうが、いや、そうはいつでも自治体の職員がアンケートをとったら面倒くさいと言っていますよとか、こういうものを持ってくるわけですね。

ですから、どちらかというと、ちょっと違和感もあるので、例えば地方分権改革を進めていく自治体職員の意識改革を推進とか、多分、そういう趣旨でしょうから、「地方

分権改革を進めていく自治体職員の意識改革を推進」ということで、公的ペーパーとしてはつくっておいていただいたほうがありがたいのかなと。みんな一生懸命やりますので、それは我々も、首長も含めて、先ほどもっと広めようという市川先生のお話もございましたが、しっかりやってまいりますので、お願いを申し上げたいと思います。

(神野座長) これはよろしいですか。コメントはありますか。

(山野次長) 結構です。

(神野座長) ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ、勢一議員。

(勢一議員) ありがとうございます。

私もお示しいただいた案に賛成で、これで積極的に進めていただければありがたいと思います。

既になりにいろいろな支援の仕組み、工夫をしてくださっていますし、実際、分権室の職員が各地に出向いてたくさんの方との交流や支援をしているのも存じ上げておりますので、もっと頑張れとはちょっと言いにくいところがあるのですが、しかし、しっかりお支えいただきたいということでお願いを申し上げます。

1点、資料5の2ページで、住民、大学等と連携した工夫というのは、これは先ほど高橋部会長からも御指摘がありましたけれども、非常に重要な取組であろうと思います。実際に、地域の形ですね。住民自治、団体自治、あるいは住民サービス、そういうものは、自治体だけが担って終わりという時代ではありませんで、それは地方創生の分野もそうですし、広域連携に取り組んでいるところもそうですけれども、多様な地域の人たちと一緒に知恵を出し合って協力して、みんなでやると。そこにある知恵を活用するというのが非常に重要で、地方創生や広域連携を進めるに当たって、やはり法制度が支障になってくるということはたくさんあるわけです。そうすると、分権についても、その問題点を、自治体の職員だけが一生懸命拾うのではなくて、地域でいろいろな人たちと一緒に議論をして、その中から種を見つけてくるという取組が、実は地域にとってもいいのではないかと思いますので、こういう工夫をやってみてくださいというお勧めを是非お願いできればと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。どうぞ。

(太田議員) 大学やNPO側が、こういう規制緩和をする必要があるのではないかという意見なりニーズなりを持っているというようなことはあるのですか。例えば私の豊田市では、市内の大学に対して、政策提案を求めて、提案されたものを受けて一緒にやっているのですが、仮に大学側とかNPO側のほうに規制緩和あるいは分権に向けた取組で、提案がもしもあれば、それが表に出て、マッチングで、それなら私の自治体と一緒にやらせてくださいというような、そういう展開も可能になるのですけれども、

大学やNPO側にそういうものはありますか。あるような気がするのですけれども。

(山野次長) まだ今日はちょっと紹介していないのですけれども、実は、九州のある市で、大学で地方創生学部を持っているところがあります。例えば自転車を電車に乗せて、輪行してサイクリングをやるとか、そのときにいろいろな規制があったりするのですね。それを何とかしたいという学生の発想を活かすとか、大学でいろいろなことを考えているところもあるようです。

それと我々のほうでは、例えば当該大学の所在する市とマッチングをして、提案募集に繋げていけないだろうかということを実は始めていまして、まだ皆さんに御紹介するまでには至っていないのですけれども、可能性としては十分にあるのではないかと思います。大学、地方大学のこれから生きる方向性としても、おこがましい言い方ですが、そういったものを地方団体ともコラボでやっていくというのは非常に重要な視点だと思っていますので、我々もそこは支援していきたいと思っています。

(太田議員) 豊田市でもやってみます。ありがとうございます。

(神野座長) ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、締めたいと思いますが、大臣、一言ございませうでしょうか。

(片山内閣府特命担当大臣) 伺っていて、皆さん本当に骨太の意見を言っていたことに心より感謝申し上げます。先ほど第2次分権改革での改革事項が約1,000項目だったと仰っていましたけれども、その後のこの5年間は何と呼ぶのでしょうか。提案募集を毎年やってきたので、また別の名前をつけなければいけないのかもしれませんが、ここで一つ締めくくって、自治体から出てきた提案あるいは地方六団体から出てきた提案がいろいろと認められてきましたが、その成果が実際に、どのぐらい生きたかということについて、見たいところがあります。

というのは、今の地方創生はRESASベースなので、分権改革がどのぐらい経済的に役に立ったかということも大切だと思うのです。また、事務事業が合理化されるということは、すべからくSDGsになるので、それが全て行き渡っているのであれば、全ての自治体はSDGs未来都市になれるはずで、そういう発想が重要なのかなと。少なくともSDGsの団体にはなれると思います。自らが担っている一つ一つの自治体が、この大きな輪の中で担っていることは、実は大きくて、世界レベルではもっと小さなことを大きく取り上げて言っています。日本は真面目なので、そういうことも、運動をモチベーションづけるには非常に良いかなと思いました。

それから、人材づくりとか地方分権のレベルを上げるとかいうことは本質的でありませう。いまだ地方自治体職員向け研修のアンケートで「研修受講前に提案募集方式を知らなかった」と回答した受講者が51%もあったというのは非常に残念なので、今、太田議員、平井議員もおっしゃったし、皆さんがおっしゃったような教育課程をもっとビルトインして、それを地方分権のみならず、地方創生でも規制改革でも使って行くシステムを考えていかなければいけないと思います。

地方の職員の業務評価をなさるときに、提案型重視とか、これはトヨタなどが昔からやっていたところですが、要するに、お給料にそれがリンクするということが自治体で行われているのかどうかも非常に興味あるところです。

それから、仕事をつくっていただかなければいけないわけですから、自治体と事業をリンクするという意味もこの地方分権にはあるし、それをやるためには、規制がある程度邪魔をしたのでしょうから、そういう総論的な論点もあると思います。

もう一つ、平井議員がおっしゃっていましたが、課題が社会保障、厚労分野に集中するのは、これはもうずっと全ての問題が集積していると私は個人的にも思うし、与党もずっとそう思っていますし、この国会なども別の意味でそうなっております。来年にかけて、社会保障の抜本的な改革をやっていくことがアジェンダになっているので、そこに是非、地方分権とか規制改革とか、特区とかの観点から、総合的に意見をぶつけていかなければいけないと思います。社会保障改革も何年かに1度しかやらないから、そこにぶつけないと入らないですよ。ですから、今回、また部会を開く際には、教育も良いのですが、社会保障を一つ、一点突破ではないのですけれども、そこに焦点を当てて、何が一番おかしいのかということ、市民目線、ユーザー目線に立って、この地方分権の視点から議論することができれば、非常に大きな力になると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最後にこの会議を締めるに当たって、中根副大臣からお言葉をいただければと思います。

(中根内閣府副大臣) それでは、改めましてですが、皆様、日頃よりこの地方分権改革の推進に御尽力を賜り、本日も大変活発な議論をいただきまして、感謝を申し上げます。

特に平井知事におかれましては、私の地元であります、あれは江戸中期の俳人だと思いますけれども、横田柳几さんの俳句を引用していただいて、激励いただいたことも感謝を申し上げます。

昨年12月25日、地方分権改革推進本部及び閣議におきまして決定したこの対応方針におきまして、議員、構成員の皆様の御尽力によりまして、多くの地方の支障の解決を図られたこととなりました。本日は地方分権改革、今後の方向性ということで御議論をいただいたわけですが、議論の中で、地方分権における今後の課題がさらにいろいろなところで明確になったと思っております。まずは本日、先生方から御議論いただいたことを踏まえて、より一層提案募集方式の充実と、また、改善を図っていきたくと思いました。

平成31年の提案募集につきましては、地方が直面する課題の解決に向けて、提案募集方式により活用しやすくするよう、全国各地での研修の充実等により、地方から提案を一層強力で支援してまいりたいと思っております。

課題に直面する地方においては、これらのツールを積極的に活用するとともに、どう

か気軽に内閣府のほうに相談していただければと思います。引き続き地方の発意による地方のための改革を進めるため、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、今後も地方分権改革を力強く推進してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大変お忙しいみぎりだとは存じますけれども、万障繰り合わせて御参集された上に、最後まで建設的な御議論をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

(以上)